

第1章 第二次草加市環境基本計画の基本的な考え方

第1章 第二次草加市環境基本計画の基本的な考え方

1. 第二次草加市環境基本計画見直しの目的

本市は、「草加市環境共生都市宣言」及び「草加市環境基本条例」の基本理念の達成に向けて、平成28年（2016年）3月に「第二次草加市環境基本計画」を策定しました。第二次草加市環境基本計画では、「人と自然が共に生きるまち そうか」を目指すべき環境像として掲げ、それを実現するために環境の保全と創造に向けた施策に取り組んできました。

平成31年（2019年）3月には「生物多様性そうか戦略」を策定し、①生物多様性への理解の促進－主流化・生物多様性を「知る」－、②「守り・育てる」－水とみどりの質を向上する－、③市民との協働を推進する－「参加」による向上－の3つの基本方針を設定し、草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐための第一歩を踏み出しました。

一方で、第二次草加市環境基本計画策定以降、環境を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

気候変動・エネルギー問題やプラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模の環境課題であり、地域にも密接に関わる問題が生じているとともに、これらの解決には、地球温暖化や廃棄物、生物多様性などといった分野ごとの取組だけでなく、横断的な取組による課題の同時解決を目指すことが必要とされています。

このような背景の中、社会経済情勢や新たな環境課題に柔軟かつ適切に対応し、目指すべき環境像及び環境目標の実現を目指して、令和2年度（2020年度）以降の環境政策を効果的に推進するため、第二次草加市環境基本計画（第二版）（以下「本計画」といいます。）への見直しを行うこととします。



市内のまちなみ（草加駅周辺）

2. 第二次草加市環境基本計画の位置付け

本計画は、「草加市環境基本条例」第8条に基づき策定するもので、21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向を示すとともに、市民・事業者・市の環境保全のための取組の指針を明示するものです。

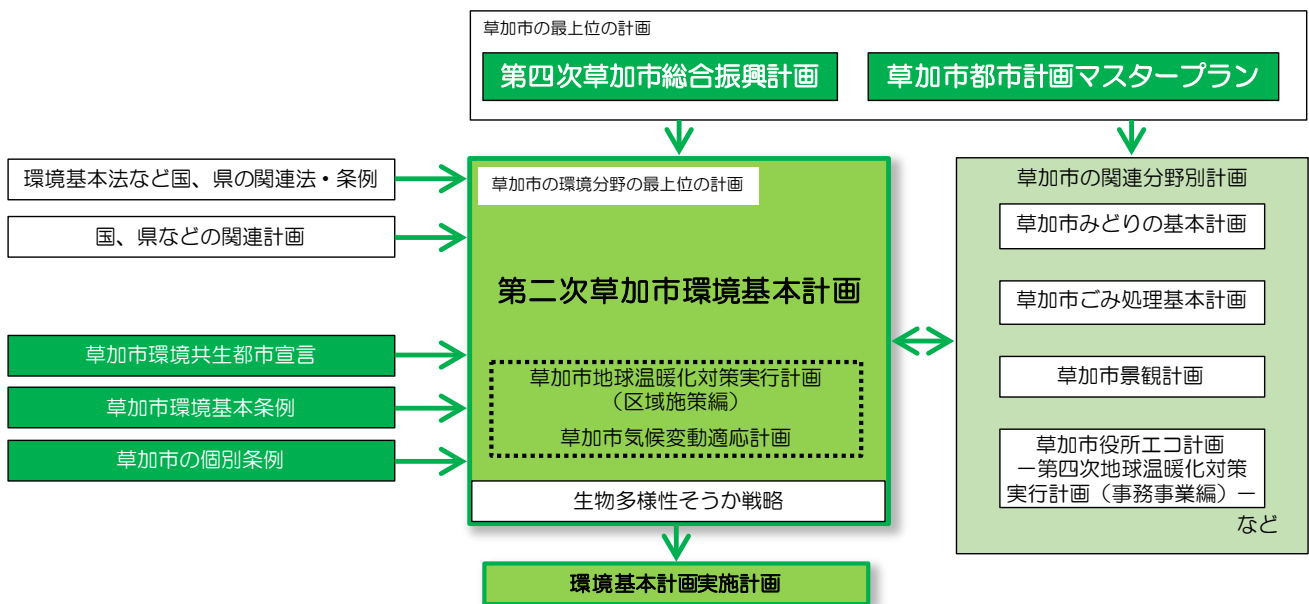
本計画は、「草加市環境基本条例」の基本理念と『第四次草加市総合振興計画』に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、本市の環境関連計画においては最上位に位置付けられます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容について整合を図ります。

「生物多様性そうか戦略」は、特に本計画と密接に関連する計画で、「生物多様性基本法」第13条に基づき、平成31年（2019年）3月に策定されたものです。

なお、本計画の第4章は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項の規定に基づく『草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』及び「気候変動適応法」第12条の規定に基づく『草加市気候変動適応計画』として位置付けます。

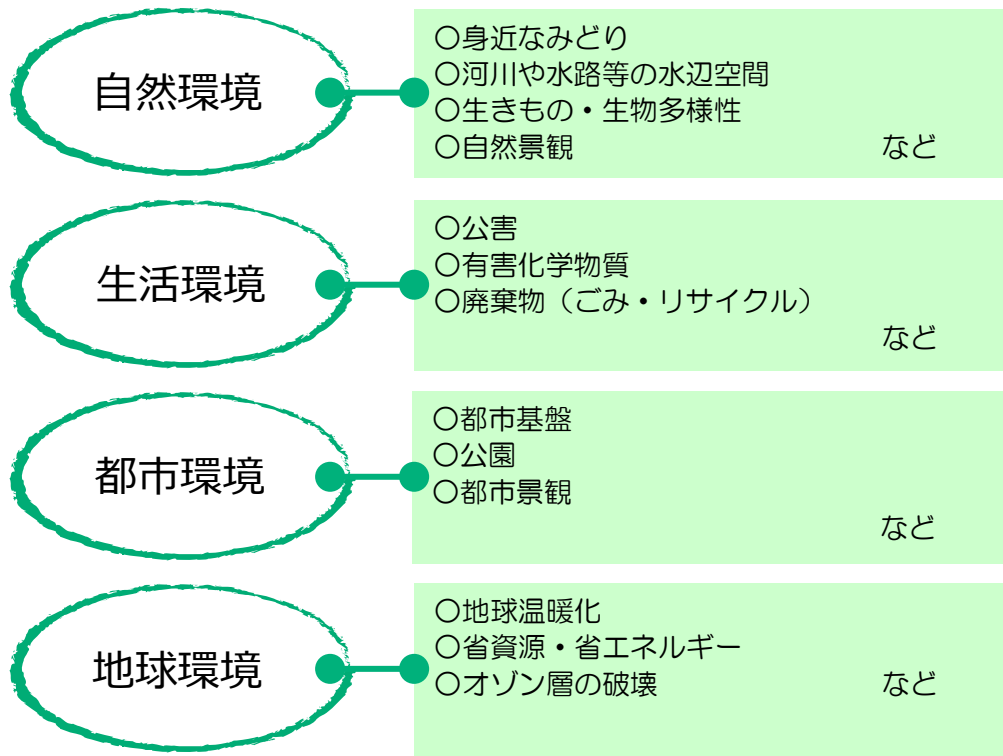
【本計画の位置付け】



3. 第二次草加市環境基本計画で取り扱う環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、今日の環境問題や本市の環境特性を考慮して、次のように決めました。

【本計画で取り扱う環境の範囲】



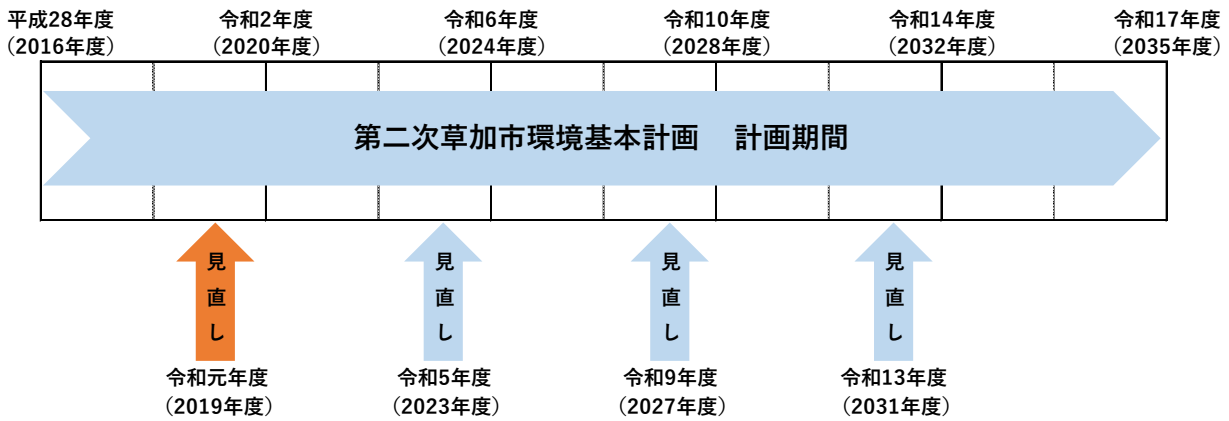
綾瀬川（松江）

4. 第二次草加市環境基本計画の期間

計画期間は、『第四次草加市総合振興計画』等の計画期間との整合性を図り、平成28年度（2016年度）から令和17年度（2035年度）までとします。

ただし、環境を取り巻く社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応するため、4年ごとに見直しを行います。

【本計画の計画期間】

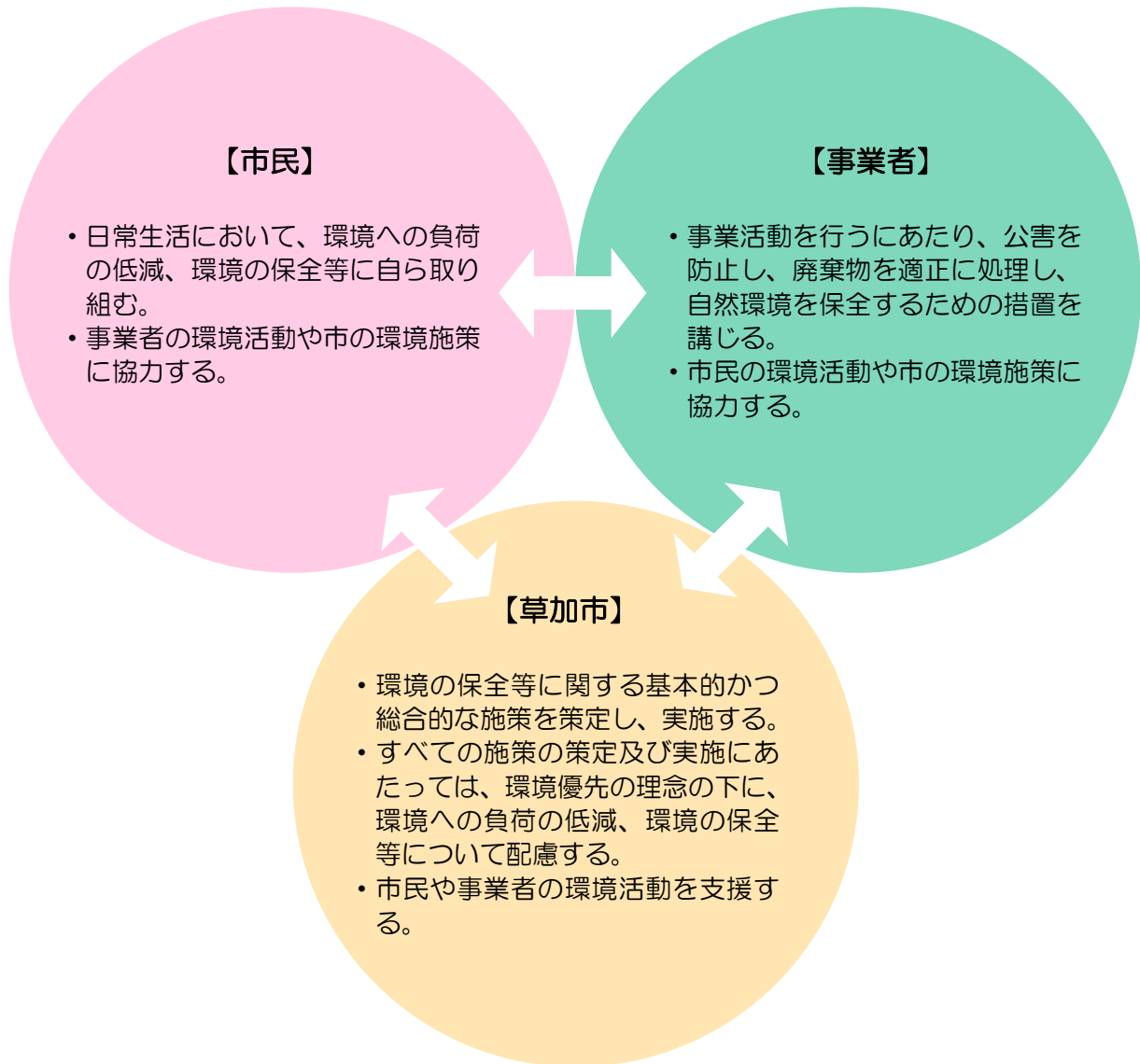


葛西用水（稲荷）

5. 第二次草加市環境基本計画の推進主体

今日の環境問題を解決し、私たち、そして次の世代のために、市民・事業者・市のそれぞれの自主的な活動に加えて、三者が協働しながら、本計画の推進を図ります。

【各主体の役割】



6. 第二次草加市環境基本計画の推進期間内における主な社会変化

本計画の推進期間内における主な社会変化を以下に整理しました。今回の見直しにより、これらの社会変化に対応した計画とします。

● 環境課題と社会・経済との関わり

- ・生物多様性条約（CBD）第14回締約国会議（COP14）において令和2年（2020年）以降の新たな生物多様性の世界目標（ポスト2020目標）に関する検討プロセスを協議、エネルギー分野、鉱業、インフラ分野、製造業及び加工業における生物多様性の主流化が、生物多様性の損失を食い止め、生物多様性戦略計画や持続可能な開発目標（SDGs）の達成にあたり不可欠であることを強調
- ・埼玉県は、平成30年（2018年）2月に「埼玉県生物多様性保全戦略」を全面見直しにより策定
- ・食品ロスが社会問題となり、令和元年（2019年）5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を公布
- ・プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に注目され、生態系への影響やマイクロプラスチック問題が顕在化、「脱プラスチック」の議論に発展
- ・国は、令和元年（2019年）5月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」「プラスチック資源循環戦略」を策定
- ・ESG（環境・社会・ガバナンス）投資の広がりにより、企業による環境保全の取組は社会的責任としてだけでなく、企業の成長に不可欠という認識の定着

● 気候変動対策の推進

- ・平成28年（2016年）11月に「パリ協定」が発効
- ・国は、「地球温暖化対策計画」の閣議決定と国の中期目標（令和12年度（2030年度）を目標年度として、「平成25年度（2013年度）比で26%削減」）を設定
- ・国は、平成30年（2018年）6月に「気候変動適応法」を公布し、同年11月に「気候変動適応計画」を閣議決定
- ・埼玉県は、平成28年（2016年）3月に「地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～」を策定
- ・気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を両輪として推進
- ・生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、生物多様性分野における気候変動への適応など、生物多様性の保全は多様な課題における同時解決の手段

● 国の第五次環境基本計画策定 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用した計画の策定

- ・持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定採択後に初めての環境基本計画である第五次環境基本計画が平成30年（2018年）4月に閣議決定
- ・分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- ・重点戦略の展開にあたっては、パートナーシップ（あらゆる関係者との連携）を重視
- ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造
- ・SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
- ・地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動を向上

7. 総合振興計画から抽出した環境基本計画の主軸要素

本市を取り巻く社会変化に加え、『第四次草加市総合振興計画 第二期基本計画』の「施策1 水環境の保全」及び「施策3 環境を守り育てる」を踏まえ、『第二次草加市環境基本計画』の進捗評価から、本計画の見直しの主軸となる要素を抽出しました。

● 身近な水環境の保全・水質浄化対策

- ・市民が水辺に親しみ、さまざまな生物の生息・生育空間となる身近な水環境を保全するため、生活排水対策や工場・事業場排水対策などの水質浄化対策を推進
- ・イベント等の啓発事業や河川の清掃活動による河川環境保全活動への参加促進

● うるおいのある親水空間の創造・維持管理

- ・『生物多様性そうか戦略』との整合を図りながら、生物多様性に配慮した親水空間の維持管理・保全の推進
- ・河川管理者と連携し、多自然川づくりに向けた取組を展開
- ・親水空間としての河川や用水路、ピオトープ等の適正な管理の推進

● 低炭素社会の形成に向けた取組・施策の充実

- ・国や埼玉県をふまえた『地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の見直し
- ・日常生活・事業活動における省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入など、温室効果ガス排出量削減対策の充実
- ・国や県の方針、『第四次草加市総合振興計画 第二期基本計画』等と連動した低炭素型まちづくりの推進
- ・「気候変動適応法」に則し、『草加市気候変動適応計画』を包含した計画の策定
- ・『草加市役所エコ計画－第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－』に基づき、市の率先した温室効果ガス削減対策の推進

● 循環型社会の形成に向けた取組・施策の充実

- ・国の『第四次循環型社会形成推進基本計画』に則しつつ、「ごみの発生抑制」「再資源化の促進」「ごみの安定処理」に向けた取組の充実
- ・『草加市ごみ処理基本計画』と整合を図りながら、循環の質も考慮した取組を展開

● 自然共生社会の形成に向けた取組・施策の充実

- ・自然とのふれあい、生きものに親しむことができる場所の保全の推進
- ・「生物多様性基本法」に則しつつ、「生物多様性への理解の促進」「生物の生息・生育環境の保全と再生」「生物多様性の継承」「協働による生物多様性への取組」についての施策を明確化

● 「日常的な習慣」としての環境保全行動の定着・拡大に向けた取組・施策の充実

- ・子どもから大人まですべての世代が環境保全に関心を持つとともに、正しい知識と環境意識を持って、「日常的な習慣」として環境保全行動を行うための意識啓発、自主的な活動を促進させる取組の充実
- ・環境教育及び環境学習の充実、広い世代への情報発信

8. 第二次草加市環境基本計画の見直しの方向性

計画の推進期間内における主な社会変化及び総合振興計画から抽出した環境基本計画の主要要素を踏まえて、見直しの方向性を以下のように定めました。この方向性に基づき計画の見直しを実施しました。

(1) 「第四次草加市総合振興計画 第二期基本計画」との整合

令和元年（2019年）9月に策定した「第四次草加市総合振興計画 第二期基本計画」において、本計画は「施策1 水環境の保全」及び「施策3 環境を守り育てる」の関連分野別計画として位置付けられており、整合を図りました。

(2) 「生物多様性そうか戦略」に基づいた生物多様性の保全等の取組の強化

平成31年（2019年）3月に本市の生物多様性分野における関連分野別計画となる「生物多様性そうか戦略」を新たに策定しました。本計画と「生物多様性そうか戦略」との整合を図り、生物多様性の保全等に向けた取組を強化しました。

(3) 各関連分野別計画との取組の整合

「草加市みどりの基本計画」や「草加市ごみ処理基本計画」など、本計画の推進期間内に改定が行われた関連計画については、改定内容を本計画に反映し、取組の整合を図りました。

(4) 法令等に基づいた取組の充実

「食品ロスの削減の推進に関する法律」「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」及び「プラスチック資源循環戦略」に基づき、低炭素社会の推進に向けて、食品ロスや廃プラスチックの削減などの3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進する取組を充実しました。

また、「気候変動適応法」及び「気候変動適応計画」に基づき、本市における気候変動の影響を整理するとともに、本市と関係が深い分野・項目を抽出し、取組を充実しました。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の導入

国際社会共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）に貢献するため、本計画にSDGsの考え方を取り入れ、本市における環境目標とSDGsとの関係を位置付けました。